

令和5年度適用税制改正

シェアする 0

ポスト

最終更新日：令和5年1月6日

1. 住宅借入金等特別税額控除制度の見直し

- 住宅借入金等特別税額控除の適用期間が延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が控除対象者となりました。
- 個人住民税における控除限度額について、消費税引き下げによる需要平準化対策が終了したことから、従来の控除限度額である所得税の課税総所得金額等の「7%（最高136,500円）」から「5%（最高97,500円）」に引き下げとなりました。（※下表参照）

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除限度額表

居住開始年月	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月（※1）	令和4年1月～令和7年12月（※2）
控除限度額	A×5%（最高97,500円）	A×7%（最高136,500円）	A×5%（最高97,500円）

（注釈） 表中のAは所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。

（※1） 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限りません。

（※2） 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の所得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、（※1）の条件を満たす場合の控除限度額と同じになります。また、令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅借入金等特別税額控除の対象外となります。

2. 民法改正による未成年者の個人住民税の取り扱いについて

- 令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合、個人住民税の非課税措置を受けることができますが、成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から賦課期日（1月1日）現在で18歳未満の方が非課税措置の対象となり、賦課期日現在で18歳または19歳の方は対象とならないこととなりました。

このページについてのお問い合わせ

総務部税務課市民税係

住所：〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3262

FAX：0470-23-3115

E-mail：zeimuka@city.tateyama.chiba.jp

